

		建築物の名称		
1 施設及びその管理の状態に関する状況		所在地		
番号	項目	判定基準	問題の有無	備考
1	水槽の周囲の状況	1 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること	有・無	
		2 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと	有・無	
		3 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと	有・無	
2	水槽本体の状態	1 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること	有・無	
		2 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと	有・無	
		3 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと	有・無	
		4 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること	有・無	
3	水槽上部の状態	1 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと	有・無	
		2 水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと	有・無	
		3 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと	有・無	
4	水槽内部の状態	1 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと	有・無	
		2 掃除が定期的に行われていることが明らかであること	有・無	
		3 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと	有・無	
		4 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと	有・無	
		5 流入口と流出口が近接していないこと	有・無	
		6 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと	有・無	
5	水槽のマンホールの状態	1 ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること	有・無	
		2 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること	有・無	
6	水槽のオーバーフロー管の状態	1 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	有・無	
		2 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	有・無	
		3 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること	有・無	
7	水槽の通気管の状態	1 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	有・無	
		2 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	有・無	
		3 通気管として十分な有効断面積を有するものであること	有・無	
8	水槽の水抜管の状態	1 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること	有・無	
9	給水管等の状態	1 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと	有・無	
		2 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと	有・無	

2 給水栓における水質検査の状況

番号	検査項目	判定基準	異常の有無	備考
10	臭気	異常な臭気が認められないこと	有・無	
11	味	異常な味が認められないこと	有・無	
12	色	異常な色が認められないこと	有・無	
13	色度	5度以下であること	有・無	
14	濁度	2度以下であること	有・無	
15	残留塩素	検出されること	有・無	

3 書類の整理及び保存の状況

番号	項目	整備状況	備考
16	1 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面	不良・良好	
	2 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図	不良・良好	
	3 水槽の掃除の記録その他の帳簿書類	不良・良好	

4 その他の管理に関する特記事項

《記載要領》

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
- 2 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
- 3 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じ、水槽ごとに記入すること。
- 4 管理の判定基準により各項目ごとに管理上の問題点の有無を○印で囲み、問題点の有りの場合は備考欄にその具体的内容を簡潔に記載すること。

なお、番号13の「色度」、14の「濁度」については、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準に適合しない場合には、「異常有」欄を○印で囲むとともに、備考欄にその度数を記載すること。

また、番号15の「残留塩素」については、検出されなかった場合「異常有」欄を○印で囲むこと。